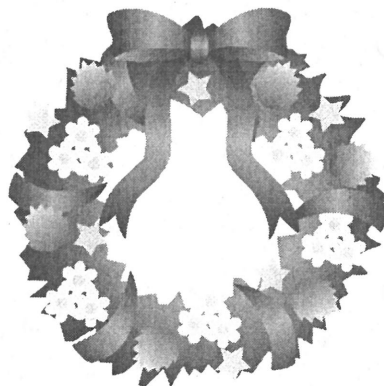




第4回

中小企業等振興基本条例素案検討委員会



平成30年12月18日（火） 午後3時

吉野川市役所 東館3階 231会議室

中小企業等振興基本条例素案検討委員会日程

1 開 会

2 報告事項

- (1) パブリックコメントの結果について

3 協議事項

- (1) ワーキンググループ及び親会について

- ①親会（吉野川市中小企業者等振興対策会議（仮称））の役割

- ②ワーキンググループのメンバー構成

- (2) 施策の見直しについて

- ①商業地域活性化支援事業

- ②買い物支援等対策事業

- (3) 制度融資について

- ①経済変動時の資金繰りを支援する制度

- ②短期融資制度

- (4) 行政ポイント導入の検討について

4 閉 会

1. 報告事項

(1) パブリックコメントの結果について

平成30年11月12日（月）～平成30年12月12日（水）まで、吉野川市中小企業者等振興基本条例（案）についてパブリックコメントを実施しました。

①周知方法

市のホームページに掲載、吉野川市商工観光課及び各支所に設置

②結果

平成30年11月20日（火）山川町、65歳男性から3件の提出

NO.	意見等の概要	パブリックコメント公表（案）
1	条例内では「中小企業者等」という表現が「小規模企業者や小企業者」を含む旨の表記はあるが、市内事業者の多くを占める小規模事業者等に配慮する施策を中心とすることを表すため、表題に「吉野川市中小企業・小規模企業者等振興基本条例」とすることを提案する。	意見を受けて、 「吉野川市中小企業者等振興基本条例（案）」 「吉野川市中小企業者、小規模企業者及び小企業者の振興に関する基本条例（案）」 の二案で検討する。
2	小規模企業施策の一層の進展を図るためには、小規模企業振興を明確に位置付け、小企業者の支援機関及び地域総合経済団体としての商工会・商工会議所の役割を十分発揮できるよう事業運営に対する協力や支援を明確にすることが本条例（案）を制定する意義だと思う。よって、第6条の（産業経済団体の役割）とは別に商工会・商工会議所の役割や責任について条文明記することを提案する。	第2条で商工会議所、商工会を含む産業経済団体については定義規定をしており、また、当条例は努力義務であるため、商工会議所、商工会の役割や責任についてまでは条文内に明記はしない。しかし、商工会議所、商工会の役割は重要であると認識しており、第14条の協議の場として来年度設置予定のWG等に各産業経済団体もメンバーとして据え置いてもらう予定とする。
3	小規模企業者等に対する継続的な支援のためには、本条例（案）に「基本計画の策定」の条文が追加され、5年間程度の基本計画が策定されるべきだと思う。	本条例は理念条例であるため、通常は具体的な記載はしないものである。また、現状として、条例と計画をセットでは考えておらず、今後、WG等で基本計画策定の必要性が出てきた際には、検討する。

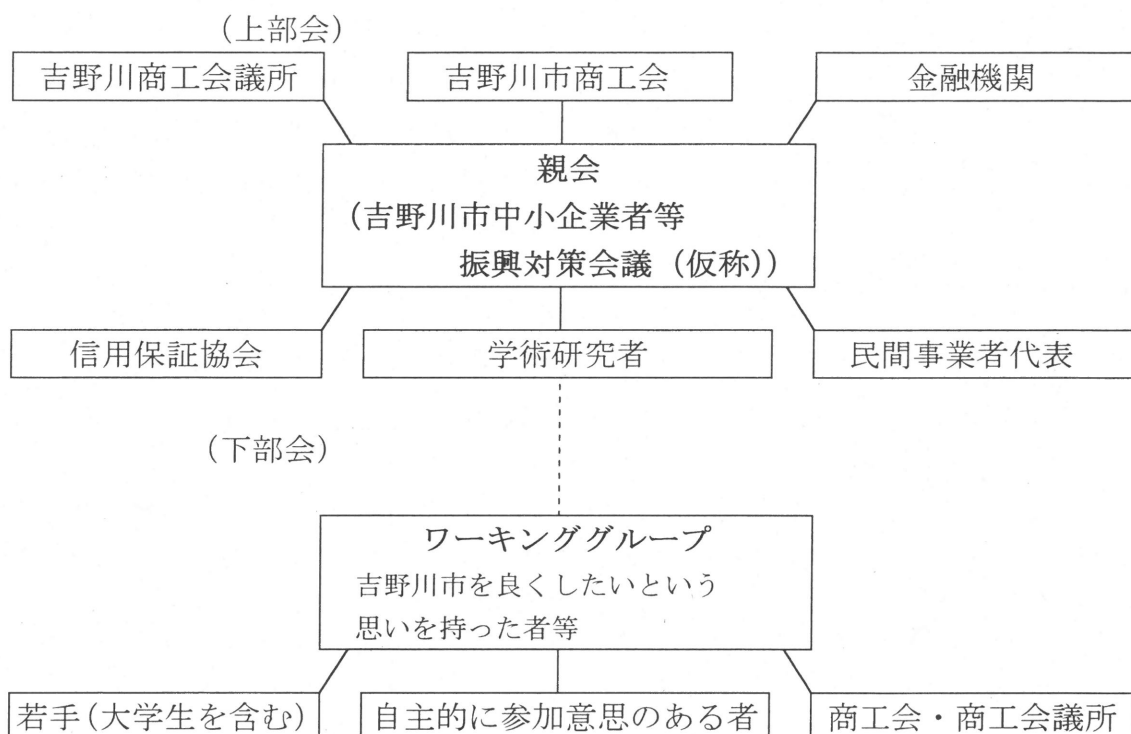
メモ

Handwriting practice lines consisting of 12 horizontal dashed lines.

2. 協議事項

(1) ワーキンググループ及び親会について

前回委員会での協議内容を踏まえ、吉野川市中小企業者等振興基本条例（案）に基づく中小企業振興に関する施策の実施について、効率的かつ実効性のある事業の推進を図るため、同条例（案）第14条の規定に基づき、条例（案）の目的の達成及び中小企業者等の振興に関する施策を推進するための親会とワーキンググループの設置を検討する。



①親会（吉野川市中小企業者等振興対策会議（仮称））の役割

- ・ワーキンググループから出た中小企業者等の持続的な新興に資する具体的な支援施策に関することの推進に係る事項を調査審議に関すること
- ・中小企業者等の振興に資する施策の効果についてを検証、見直すこと
- ・ふるさと起業家支援プロジェクト応募者への助言・アドバイスに関すること（ビジネスコンテストの選考）
- ・ワーキンググループが必要とした際は、親会に属する機関は個別でも相談に乗ることとし、ワーキンググループが協議検討をする過程で様々な機関と連携を図ることのできる仕組みを構築する

②ワーキンググループのメンバー構成

事前の調査票で、メンバーへの立候補者及び推薦者を募ったところ、下の提案をいただいた。事前調査票を基に候補者については事務局からワーキンググループへの加入を提案するが、自主性を重視するため、加入・脱退等は自由とする。

提 案
・商工会青年部・商工会女性部・商工会異業種部会の各部長 ・市教育委員会 →地域の将来を担う児童・生徒の巻き込みは重要である。中小企業者がキャリア教育に協力したり、地域のイベントに児童・生徒を参加させる等して、地域の魅力や強みを伝え地元へ意識を向けていく取り組みが必要なのではないか。 ・県外からの移住者 →地域にネットワークを張り、地域で活躍をしている者。 ・若者 →大学生に入ってもらうことで、固定観念にとらわれない意見がでるのではないか。将来を担う若い世代の意見を反映させていきたい。 ・思い切ったことをする人 →行動力や、地域に影響力があり、「吉野川市を良くしたい！」という強い思いと将来ビジョンを持っている者。

【協議検討する内容】

- ・中小企業者等の持続的な振興に資する具体的な支援施策に関する事
- ・その他、中小企業者等の支援に関する事

(2) 施策の見直しについて

前回委員会での協議内容では、支援を直接支援から間接支援へと移行する方向で協議を進めていた。よって、現在補助金を出している施策の見直しを図る。

①商業地域活性化支援事業

(現行)

改 装 費 : 上限 50 万円

家賃補助 : 上限月額 3 万円 (1 年間)

エ リ ア : 商業地域 (鴨島駅前商店街)

(見直し案)

改 装 費 : ・小口融資の対象とする

・固定資産税 3 年間の減免対象とする など

家賃補助 : 上限月額 3 万円 (2 年間) など

エ リ ア : エリアの拡大

「商業地域 (鴨島駅前商店街)、川島駅前エリア、山川駅前
エリア、美郷国道 193 号線沿い」 など

(事前調査票の意見)

・このような空き家対策に繋がる支援事業に賛同する。

・川島駅や山川駅は通勤・通学での利用が殆どで、かつての賑わいはないように思う。本地域の主要な交通手段は車であるため、駅前の振興も大切であるが、国道 192 号線など主要幹線道路沿いの振興に力点を置いてはどうか。

・改装費や家賃補助については、案の内容でもいいと思う。エリアについては、市がどのエリアを活性化したいのか、その方針に沿って決めたらいいと思う。旧 3 町 1 村への配慮も要るのだろうが、川島駅前や山川駅前が商業地として活性化する期待効果は薄いように思う。

・家賃補助は、家賃補助期間終了と同時に撤退することが多いため、家賃補助ではなく、補助をしなくても店舗が借りられる金額に家賃を下げるよう家主を説得するべきだ。家賃＋売上連動家賃にするなど、売上必要経費が支払えるような売上構造が考えられる。

・固定費への補助は愚策であり、重要なのは売上が上がるための施策である。

②買い物支援等対策事業

(現行)

移動販売車に係る車検代：1トンまで3万円（総重量で上限額は違う）

移動販売車の購入及び改造費：上限100万円

(見直し案)

移動販売車に係る車検代：現行のとおり

移動販売車の購入及び改造費：・自動車税3年間の減免対象とする

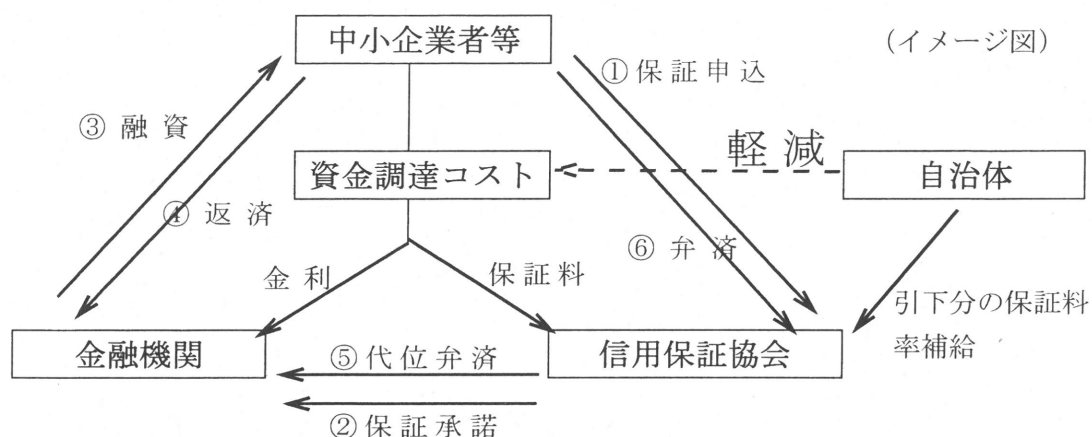
・小口融資の対象とする など

(事前調査票の意見)

- ・このような高齢者等の買い物弱者対策につながる対策事業に賛同する。
- ・「とくし丸」のイメージでよいのか。もともと補助金が無くても成立していたプランに補助金をつけるのは愚策だが、初期投資分を補助する場合は返済が楽になり、黒字化の期間を短くするので良いと思う。重要なことは、この施策に対するニーズがあるかどうかであり、ニーズが無いのであれば、買い物支援事業参集者を集めてのセミナーの実施等、セット支援施策を検討してはどうか。

(3) 制度融資について

中小企業者等が事業経営に必要な資金を円滑に調達できるよう、自治体は保証料率の引き下げに相当する金額を保証協会に補給金として支給することにより、事業者の資金調達コストを軽減し、資金調達を支援する。



①経済変動時の資金繰りを支援する制度

【吉野川市創設内容案】

(i) 保証制度

- ・市区町村によりセーフティネットの認定を受けたもの
- ・倒産事業者に対して50万円以上の売掛金債権を有する、又は全取引規模の内、20%以上が倒産事業者との取引であったもの
- ・直近決算期において、売上高が前年同期比で減少、又は、経常損益で損失となっているもの

(ii) 貸付限度額 30,000千円

(iii) 貸付期間 10年以内

(iv) 貸付利率 年1.70%～1.90%以内

(v) 返済方法 分割返済

(vi) 保証料率 0.3%～0.80%

※保証料率の、基準料率が0.45%～1.90%のところを→0.30%～0.80%に引き下げることで、0.15%～1.10%の割引を市が負担します。

必要な予算額の推移 (年間保証件数1件の場合)

(単位：千円)

	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目	7年目
補給金額	233	430	591	716	806	860	878

※8年目以降は7年目と同額になる。

※吉野川市における年間保証件数の見込については0～1件程度。

②短期融資制度

(参考) 短期継続融資・・・企業が事業を継続するうえで必要となる「正常な運転資金」を融通するための融資で、期日一括返済を条件とした契約期間が1年以内の短期融資のこと。期日到来時に手形貸付等の書き替えで融資をつなぎ、返済期限を延長する。企業は事業を継続している限り借入金を返済せず、金利だけを支払えばよい。金融機関が定期的（1年に1回程度）に事業内容を精査する。

出典（野村証券）：<https://www.nomura.co.jp/terms/japan/ta/A02950.html>

【吉野川市創設内容案】

- (i) 貸付限度額 5,000千円
- (ii) 貸付期間 1年以内
- (iii) 貸付利率 年2.30%以内
- (iv) 返済方法 一括または分割返済
- (v) 保証料率 0.3%～1.00%

※保証料率の、基準料率が0.45%～1.90%のところを→0.30%～1.00%に引き下げることで、0.15%～0.90%の割引を市が負担します。

【参考】

吉野川市における県短期事業資金の利用状況
→43件で255,960千円（保証債務残高）

県短期事業資金を限度額まで利用している企業状況
→14件で140,000千円（保証債務残高）

必要予算見込額（見込件数14件）

（単位：千円）

	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目	7年目
補給金額	252	504	504	504	504	504	504

(4) 行政ポイント導入の検討について

事前調査票で行政ポイントの導入を検討するべきかどうかのアンケートを実施した。その結果を基に本市においても行政ポイントを導入するべきかどうかの検討をする。

①行政ポイント導入を検討するべき 2名

(理由)

- ・小売業・サービス業を営む地元業者の事業に寄与し、住民の市内での消費拡大につながると思う。
- ・担当者の中でポイントカードを日常的に利用する者がおり、ポイントカードがどのように使われるのかということが体感的に理解されているのであれば進めるべきだ。
- ・消費税増税後の対策として、キャッシュレスの場合はポイント付加といった施策が実施された場合、行政ポイントとの連携の話が出てくると考えられるため、何かしらの対策はしておいたほうが良いと思う。

②行政ポイント導入を検討するべきではない 5名

(理由)

- ・初期投資、必要経費等の負担が大きい。
- ・消費の中心が、県外資本（大手スーパー、コンビニ）であり、費用対効果は高くないと思われる。
- ・大手スーパーやクレジット会社などポイント利用した活動は民間レベルで進んでおり、現段階では行政等で取り組むメリットは少ないように思う。商工会でもかつて、ポイントカード会を組織し、販売促進等に取り組んできたが、現在は解散したか、大きな岐路に立っているのが現状。導入をするのであれば、大変大きな事業となるため、成功事例等について十分な検証をしてからでも遅くはないと思う。
- ・地場の商店が少なく、事務負担や投資効果を考えると、導入のメリットが感じられない。仮に導入しても県外資本の大手流通業者の店舗に利用が集中するのではない。
- ・地域内において消費活動を積極的に行い、地域内の経済循環を活性化することは重要であり、そのための政策手段として効果的な側面はあると考えるため、大きな問題はないと考える。しかし、実施主体の事務局やその役割、加盟店舗数の問題、結果的に加盟店は大手のチェーン店中心になり、運営事務局は小規模事業所が担うということになってしまうと、本来の趣旨とズレが生じる可能性が考えられる。また、大手チェーン店は既にポイ

ントカードを導入しており、今回の行政ポイントの制度にまで加入するのか、このシステムでは利用者の個人情報（マイナンバーとは関係ない年齢・男女・購入商品等）はどのようなになっているのかという点が疑問だ。

③行政ポイント導入にあたりクリアすべきポイント等

- ・加盟店舗数の問題
- ・初期投資及びランニングコストの算出、普及状況などの予想を誤れば、赤字となりやすく、長続きしない可能性がある。既に導入している自治体の成功事例だけでなく、失敗事例も参考にした方が良いと思う。また、W A O N など既存のポイント事業者と連携し汎用性を選択するのか、独自のポイントを設定するのか、議論を深める必要があると考える。
- ・ポイント還元率のアップ
- ・加盟店舗の増加
- ・ポイント利用メニューの充実
- ・ポイント負担分は、民間企業では広告宣伝のようなものであるが、行政の場合のポイント負担費用は、既存事業の何にあたるのかを考え、予算はどうするのか。
- ・ポイント事業はポイントが使われるほど負担費用が増えるモデルであるため、ポイント利用が増えることで、他に便益が生まれ、そこでの利益分でポイント負担費用を相殺できなければシステムとしての持続可能性がない。
- ・行政ポイントの全体構造とお金の流れを具体的な数字で把握しておかなければ、行政ポイントが使われるほど負担は高まるため、一時的な助成金が切れると、行政ポイントを使わないほうが負担がなくて良い状況となりかねず、何のための行政ポイントであるかわからなくなる。